

## 第7章 問答論的矛盾とそれによる共有知の超越論的証明

### 1 問答論的矛盾の説明

#### 2、問答論的矛盾による共有知の成立の説明

(1) 会話は、問答論的矛盾によって、論理的に必然的に、一定の仕方では構成される

(2)「互いに声が聞こえていること」の共有知について

(3)「互いに言葉を理解していること」の共有知について

(4)共有知から伝達の不可避性が生じる

付論： ムーアのパラドクスによる共有知の成立の説明

### <学生の質問>

・「あなたの車はどれですか」「あれです」のような個物についての問答は、あなたの言うとおりでありますが、普遍的な対象については、どうなのでしょう？

・直接指示が、指示の共有知に先立つのではないのでしょうか？

### 3 問答論的矛盾の説明 2

問答論的矛盾は、ある問いに対する返答が、問いとの関係において、矛盾することである。その矛盾は、次の3つに分けられる。

①問いを理解することと、その返答の内容が矛盾する。

「私の声が聞こえますか」「いいえ、聞こえません」

「日本語が解りますか」「いいえ、解りません」

「私は存在しますか」「いいえ、あなたは存在しません」

「この質問を記憶できますか」「いいえ、できません」

「この質問に答えられますか」「いいえ、できません」

「私の言うことを聞いていますか」「いいえ、聞いていません」

②問うこと一般の前提と、その返答の内容が矛盾する。

「真面目に話していますか」「いいえ、真面目に話していません」

「あなたは嘘つきですか」「はい、私は嘘つきです」

「嘘をついてもよいですか」「はい、嘘をついてもよいです」

「誰かいませんか」「いいえ、誰もいません」

「あなたは何かを主張していますか」「いいえ、私は何も主張してません」

③ある問いのある前提と、その返答の内容が矛盾する。

「盗みをしてよいですか」「はい、盗みをしてかまいません」

「私の命令に従いますか」「いいえ、従いません」

「あなたの依頼を実現しましょうか」「いいえ、私の依頼を実現しないでください」

①の場合は、返答の発話そのものは、論理的にも、意味論的にも、語用論的にも矛盾しない。

②の場合は、返答の発話そのものが、語用論的矛盾の発話である。しかし、それは問いとの関係においても矛盾している。

①と②の問いは、問うこと自体が、問いの前提に矛盾している。つまり、語用論的に矛盾している。

しかし、これら問いは、会話が正常に行われていることを確認するためには、不可欠である。

### 4 問答論的矛盾による言語行為の成立の説明

問い「指示の不可避性を、問答論的必然性から説明できるか？」

「問答論的必然性」とは、ある問いに否定の答えをすることが問答論的矛盾になるので、もしその問いに答えがあるならば、ある一定の答え方が不可避的に生じるという必然性である。

### (1) 問答における指示の成立の不可避性

問いに対して答えるには、問いを理解していることが、不可避である。従って、問いの中で行われている指示を理解していることも不可避である。それゆえに、問いに答えたときには、問いの中の指示を理解したことになってしまう。

たとえば、「Aはどれですか」に対して、「Aは〇〇です」と答えるとき、返答の「A」は質問の「A」と同じ対象を指示している。返答者は、「A」と語ることによって、質問の「A」と同じ対象を指示することを意図している。質問者もまた、返答者の発話を自分の問いへの返答として理解するときには、そのように理解している。この理解がなければ、問答は成立しない。

「A」という発話で、質問者と返答者が同じ対象を指示できるのならば、あるいは同じ意味で使用できるのならば、その他の表現についてもできるだろう。他の表現についても、同様の問答を繰り返すことが可能だからである。

■ 「Aはどれですか」に対して、「わかりません」と答えるとき、この答えには二つの意味がある。

- (a) 「A」の意味は分かるが、その指示対象が解らない
- (b) 「A」の意味が解らず、質問の意味が解らない。

### (2) 問答における同義性の主張の不可避性

「Aは何ですか？」という質問は、「Aは、・・・」という返答の中の「A」が質問の中の「A」と同一対象を指示するだけでなく、同義であることを不可避にする。

私たちは、「語や文や発話の同義性は、問答の中で不可避に生じる」といえる。この意味は単に、語や文や発話の同義性についての問答が可能であり、それによって表現の同義性について確認できるということではない。表現の同義性についての問答を含めて、すべての問答に関して、それが成立するためには何らかの同義性の成立が不可避であるということである。たとえば「AとBは同義ですか」と問い、「AとBは同義ではありません」と答えるときに、質問の「AとB」と返答の「AとB」が同義でなければならない。さもなければ、問答にならないからである。また質問の中の「同義」と返答の中の「同義」についても、それらが同義である必要がある。一般に、問答が成立するときには問いと答えの中に二度あらわれる表現に関しては、同義性の想定が不可避である。

### (3) 問答における発語内行為の不可避性

デイヴィドソンは、命題内容が解らなくても、主張であるとわかる場合があるという。どうしてそういうことが可能であり、実際にしばしば生じるのだろうか。その理由は、私たちが<命題行為を知ったあとに、発語内行為を知る>とか、<命題行為をした後で、発語内行為を行う>ということをしていないからである。

CTが正しければ、命題は問いに対する返答として成立する。そして問いは返答の発語内行為を指示している。ゆえに、質問者が返答を聞くとき、答えの命題内容を理解していないときでも、ある発語内行為を予期している。逆に返答者からすると、ある質問に返答するときには、その質問が指示している発語内行為をすることが不可避になる。

### (4) 言語行為の不可避性とは、どのようなものか？

これらの言語行為の不可避性は、因果関係ではなく、意味論的關係でもなく、意味論的關係の成立を不可避にする関係である。これは、語用論的關係の一種だといえるかもしれない。しかし重要なのは、この不可避性によって、言語行為の中にある区別が成立することである（その区別は、意味論と語用論の区別だといえるか

もしれない)。

これは、命題内容については嘘をつくことができるが、発語内行為については嘘をつくことができない、ということと関係する。「AはBです」と主張するときに、それが嘘であること、つまり内心ではそう信じていないということが可能である。また「私は、AはBであると主張します」の場合にも、その人が嘘をついていることはあり得る。しかし、その人がそのような内容の主張を起こったことについては、嘘をつくことはできない。つまり、内心ではそのような内容の主張する意図がなくても、その発話によって、そのような内容の主張を行ったことになる。約束や命令などについても同様である。「撃て」と命令する者が、内心では「撃たないでほしい」と思っている、命令するという発語内行為は成立している。

嘘をつくことができないことと、嘘をつくことができることの区別は、上記の不可避性によって生じることと、そうでないことの区別に対応しているのではないか。

---

## 付論：問答論的矛盾による道徳の論証

### (1) 相互承認

(a) 会話において「私は誠実である」と言わざるをえない。なぜなら、「あなたは真面目ですか」と問われたときには、我々が真面目でも不真面目でも、「いいえ、真面目ではありません」と答えることはありえず、我々は、つねに「はい、真面目です」と答えることになるからである。なぜなら、「いいえ、真面目ではありません」とか「いいえ、私は嘘吐きです」という発話は、語用論的にも問答論的にも矛盾するからである。(冗談で答える人はいるだろう。しかし、冗談を言う人もまた、それが冗談であるというメタメッセージを真面目に伝えているのである。そのようなメタメッセージを真面目に伝えようとしなければ、それは冗談としてさえ成立しない。つまり、冗談を言う会話者も、彼の発話の総体で考えるならば、真面目な発話者なのである。)

(b) 会話において、相手を「誠実である」とみなさざるをえない。なぜなら、我々が相手に「あなたは真面目ですか」と問うたとき、相手が「いいえ、真面目ではありません」と答えたとすると、それは上に見たように冗談の発話としてしか理解できないが、それを冗談として理解するとき、(語用論的矛盾から)冗談であるというメタメッセージをよみとり、相手は真面目に冗談をいっているとして理解するのである。つまり、相手の発話を冗談だとみなすことは、我々は相手を「誠実である」と考えることを伴っている。相手が「はい、真面目です」と答えたが、それにもかかわらず相手が嘘をついていると考えて「いいえ、あなたは不真面目です」と言い返したとすると、この発話は矛盾する。なぜなら、この発話は相手の返答を真面目なものとして見なしたときに成り立つ反論だからである(問いに対する答えの矛盾ではないが、相手の発言に対する応答の発言の矛盾であるので、これも広い意味で問答論的矛盾として理解したいが、この種のものについては、別に論じる必要があるだろう)。真面目でないはずの相手に真面目に答えようとするのは矛盾した態度である。それゆえ、我々は、討議において相手が「真面目である」と言いつづけるならば、かりにそれを信用していても、相手の発話を暫定的に真面目なものとして受け取るのでなければ、会話は成立しない。ゆえに、会話するとき、我々は相手が誠実であると見なさざるをえない。

我々はこの(a)と(b)から相互承認の不可避性を主張できる。

相互承認の必然性は、次の仕方でも議論できる。相互否認の対話は次のようになる。

A「君の判断は、間違っている」

B「あなたの判断こそ間違っている」

このような相互否認では、議論にならない。これに対して、相互承認の対話は次のようになる。

A「君の判断は、正しい」

B「あなたの判断も正しい」

このときには、議論が成立する。ところで、一方向的承認の対話はどうなるだろうか。もし承認か否認しかないとするれば、一方向的承認は、つねに一方向的否認でもある。そして、これは、次の発言のように自己破壊的である。

A「私は、君の発言を認めない」

B「それは、正しい判断だと思います」

つまり、AがBを否認したときに、BがAを承認すると、Aの否認は自己矛盾し無効化される。一方向的承

認でも、議論にはならない。つまり、議論が成立するには、相互承認が求められる。

## (2) 「嘘の禁止」の論証

「嘘をついても良いですか？」という問いに対する答えは、

「はい、嘘をついてもよいです」

「いいえ、嘘をついてはいけません」

の二つに一つである。「いいえ」の答えは、嘘をつくことを禁止することになる。この発言には問題はないだろう。しかし「はい」の答えは、次の理由で問題を引き起こす。

カントが指摘したように、「嘘をついてもよい」と考えると、嘘をつくことが不可能になる。なぜなら、 $\langle x$ さんが嘘をつくとは、 $x$ さんが $p$ は偽であると考えておりながら、 $p$ （あるいは「 $p$ は真である」）を主張することである $\rangle$ が、嘘をついてもよいとすると、 $x$ さんが仮に「 $p$ は真である」と語っても、それは嘘であるかもしれないのだから、「 $p$ は真であるか偽である」と述べているのと変わらないことになり、およそどのような命題であれ、命題を主張するということが不可能になるからである。つまり、主張したり、宣言することができなくなる。語ることを無意味にしてしまう。したがって、「嘘をついてもよい」を普遍的な法則にすることはできない、ところで、道徳的規範は普遍化可能でなければならないから、これは道徳的規範にはならない。カントは、このように考えた。しかし、以上の分析からは、「嘘をついてもよい」を普遍的法則にすることができないということは帰結しない。仮にこれによって言語を語るが無効になっても、人間は言語を獲得する以前の生活に戻ればよいのではないだろうか。道徳について語ることは無効になるだろう。つまり道徳は存在しない。しかし、それだけのことだ。

以上でわかるように、「はい、嘘をついてもよいです」と語ることは、語用論的には矛盾しない。したがって、語用論的矛盾を用いて「嘘の禁止」を論証することはできない。しかし、問答論的矛盾を用いれば、「嘘の禁止」を論証できる。「嘘をついてもよいですか」という問いは、真偽を訪ねている。しかし、「嘘をついてもよい」という答えは、真や偽である主張をすること自体を無効にする。つまり返答することを無効にする。もし「嘘をついてもよい」が真であるならば、その返答は、真でも偽でもないのである。それは、有意義な返答を無効にするだけでなく、その問いを無効にする。なぜなら一般的に、問いは有意義な返答が可能であることを前提しているのだが、その前提そのものが成り立たなくなるからである。この前提は、この問いの前提であるだけでなく、問い一般の前提でもある。

「嘘をついてもよいですか」という問いは、問いの前提が成立するか成立しないかを問うているので、語用論的に矛盾しているといえなくはない。

---

今学期の講義ノートを「入江幸男のホームページ」にupしました。  
お疲れ様でした。鋭くて、面白いレポートを期待しています。